七　主任監視指導官
八　原子力運転検査官
九　主任原子力専門検査官
十　原子力専門検査官
国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの
行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの
給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの

別表第二（第三条第二項関係）

研究所、試験所等の長で内閣総理大臣が定めるもの
迎賓館長
宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員
一　宮内庁次長
二　女嬬、上皇女嬬及び東宮女嬬
三　式部副長（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
四　首席楽長、楽長及び楽長補
五　修補師長及び修補師長補
六　主厨長及び副主厨長
金融庁長官
国税不服審判所長
海難審判所の審判官及び理事官
運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査に従事する事故調査官で内閣総理大臣が定めるもの
原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員
一　地域原子力規制総括調整官
二　上席安全審査官
三　安全規制調整官
四　首席原子力専門検査官
五　統括監視指導官
六　上席原子力専門検査官
七　上席監視指導官
八　統括原子力運転検査官
九　教官
十　上席指導官
防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師
国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの
最高裁判所の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの
行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの
給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの

○内閣官房令第四号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第三条の規定の施行に伴い、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令を廃止する内閣官房令を次のように定める。

令和四年四月二十二日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令を廃止する内閣官房令

旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令（昭和三十二年大蔵省令第四十二号）は、廃止する。

附　則

この内閣官房令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

府令

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第九号（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第二号（金融商品取引法第六十六条の十五及び同項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項第三号及び第二項第三号、第四十四条の三第一項第四号及び第二項第四号並びに第六十六条の十四第三号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年四月二十二日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）	（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）
第十六条の五の二　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第十六条の五の二**　［同上］
一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二	一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二